

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業実施団体公募要領

1. 総則

我が国の在留外国人は約 204 万人、訪日外国人も 835.8 万人（平成 24 年）と増加し日本の医療を受ける機会も増加しています。しかしながら、外国企業からは、日本の生活環境の不満として、外国語の通じる病院・医師が不足している声が多く聞かれます。また、医療機関側の意見として受診の際に言葉が通じないことへの不安を訴える外国人が多く、勤務する職員等も「問診の正確性が下がり、的確な診断・治療を施せない」「治療方針や入院に際しての注意事項等が伝えられない」など、医療の質の低下を懸念する声が多い状況です。

厚生労働省では、既に「外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P）」を整備し、外国人患者の円滑な受入を図るための施策を推進しているところですが、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」において「外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策も着実に推進する」とされたことを受け、更に取組を進めていく必要があります。

これらのことの背景に、厚生労働省では、外国人患者を受け入れるにあたって、医療機関や在住外国人から多く指摘されている、①医療通訳の育成、②検査内容説明書等の各種患者説明文書の多言語対応、③多言語の医療通訳とのネットワーキング形成などの課題解決のため、医療通訳の育成と配置を促進する必要があり、モデル拠点の整備事業を実施する予定です。それに先立ち医療通訳育成カリキュラム及び外国人向け多言語説明資料の作成を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 25 年度補正予算案に基づき、補正予算成立前に行っています。国会での平成 25 年度補正予算成立が前提となるため、予算成立後、事業内容や実施時期等に変更が生じる場合があることをご承知ください。

2. 事業目的

医療通訳の養成や各種説明書等の多言語対応を行うことにより、外国人患者受入環境を整備し、医療機関の外国人患者向け医療の質の確保を図ることを目指します。

（1）事業内容（平成 25 年度補正予算における内容）

下記の参考に記載した事業を平成 26 年度円滑に進めることができるよう、医療通訳育成カリキュラムの作成・テキストの作成・翻訳、診察時の患者向け説明資料や同意書を標準化し、平成 26 年度、継続的に運用できるよう多言語に翻訳する作業を行います。

参考) 平成26年度の事業内容

平成26年度においては、以下の事業を行う予定です。

厚生労働省が指定する地域・病院において

- ① 医療に関する一定のレベル以上の知識及び通訳技術を持った医療通訳を育成し、地域の基幹となる医療機関等へ配置するための取組支援
- ② 外国人対応医療コーディネーターを育成し、基幹となる医療機関等へ配置するための取組支援
- ③ 地域の医療機関等からの依頼に応じて、医療通訳（言語はスペイン語、英語、ポルトガル語、中国語など）の派遣
- ④ その他必要状況の調査

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

2. 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- ① 平成26年度実施予定の事業へ円滑に引き継ぎのできること。
- ② 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

※ なお、必須ではありませんが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましいと考えます。

3. 事業期間

事業期間は、交付決定日から平成26年3月31日とします。

4. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果

を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

① 形式評価

- ・ 応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書面評価

- ・ 提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。

③ ヒアリング

- ・ 必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。
- ・ なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。

④ 最終評価

- ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか。
- ⑤ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
- ⑥ 国内において同種事業の実績があるか。
- ⑦ 多言語に対応できるかどうか。

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正

式に交付決定されることになります。

5. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、53,145千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、人件費（職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（これら費用に関するもの）に限ります。

また、原則、補助金の交付時期については、本事業終了後事業実績報告書の提出後となります（精算扱い）。

6. 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。様式は任意ですが、記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 25年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③ 事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業の概要説明

（2）応募方法

- ① 提出期間

平成26年1月31日（金）から平成26年2月7日（金）18時（必着）

- ② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課 高原、太田

Tel：03-5253-1111（内線2522、2520）

Fax：03-3501-2048

- ③ 提出書類

以下の書類を2部提出ください。

- A. 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」
- B. 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
- C. 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- D. その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(別添 1)

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業 予定費用

区分	支出予定額			備考 (摘要)
	員数	単価 (円)	金額 (円)	
人件費				
賃金				
報償費 (謝金)				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
図書購入費				
光熱水料				
通信運搬費				
雑役務費				
使用料及び賃借料				
委託料				